

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第87号

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成23年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第13条（見出しを含む。）中「事業の」を「終身賃貸事業の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の変更の届出手続）

第13条の2 法第57条第3項の規定により賃貸住宅の変更の届出をするときは、別記第6号様式の2による終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書を知事に提出しなければならない。

第14条中「第58条第1項」を「第59条第1項」に改める。

第15条第1項中「第67条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第67条第3項」を「第68条第3項」に改める。

第16条中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改める。

別記第5号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（抜粋）

（報告、検査等）

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）～（3）略

（4）第24条第1項若しくは第36条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

（5）・（6）略

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第80条第2項又は前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

別記第6号様式中「第32条第2項各号に掲げる図書」を「第32条第2項に規定する書面及び書類」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第13条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名
電話番号 〕

終身建物賃貸借に係る賃貸住宅変更届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第3項の規定により終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の変更を届け出たいので、高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第13条の2の規定により次のとおり関係書類を添えて提出します。

認可年月日及び 認可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	
	変更後	
	理由	
変更予定年月日	年 月 日	

注 次に掲げる事項（高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第5項に規定する登録住宅にあつては、1及び2に掲げる事項）が分かる資料を併せて提出してください。

- 1 賃貸住宅の位置
- 2 賃貸住宅の戸数
- 3 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

別記第7号様式中「第58条第1項」を「第59条第1項」に改める。
別記第8号様式中「第67条第1項」を「第68条第1項」に改める。
別記第9号様式中「第67条第3項」を「第68条第3項」に改める。
別記第10号様式中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。